

避難所施設使用に関する覚書

北海道開発局旭川開発建設部旭川河川事務所（以下「甲」という。）と旭川市（以下「乙」という。）は、乙が甲の管理する施設である永山新川管理センター（以下「センター」という。）を避難所として指定するに当たり、施設使用に関する覚書を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、センターを避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所としての周知）

第2条 乙は、センターを避難所として使用できることについて、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（施設使用の範囲）

第3条 センターのうち避難所として使用できる範囲は、避難所生活において必要となる玄関、トイレ等の共有スペースの他、別図に示すとおりとする。ただし、旭川河川事務所長が判断した場合はこの限りでない。

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 乙は、センターを避難所として開設し、又は閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、避難所開所・閉鎖通知書（別紙様式）により甲に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、事後速やかに文書により知らせるものとする。甲乙の連絡先は別紙のとおりとする。

（施設の維持管理）

第5条 センターの維持管理は、甲が行うものとする。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所を開設した場合において、乙若しくは第3者が甲の施設を損傷したときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事項がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の共有）

第7条 甲は、施設に係る工事などにより避難所として使用させることができなくなった場合には、遅滞なくその旨を乙に連絡するものとする。また、工事が終了し避難所として使用することができる場合についても同様とする。

(留意事項)

第8条 乙は、センターを避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 甲が指定する施設管理者の指示に従い使用すること。
- (2) 避難所を閉鎖するときには、現状に復すること。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は平成21年々月/日から平成22年3月31日までとする。
前項の規定にかかわらず、甲または乙から何らかの意思表示がない場合は、さらに1年期間を延長するものとし、その後も同様とする。

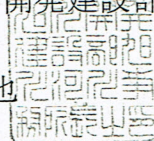
(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

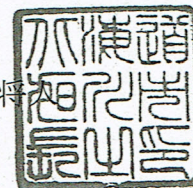
この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年々月/日

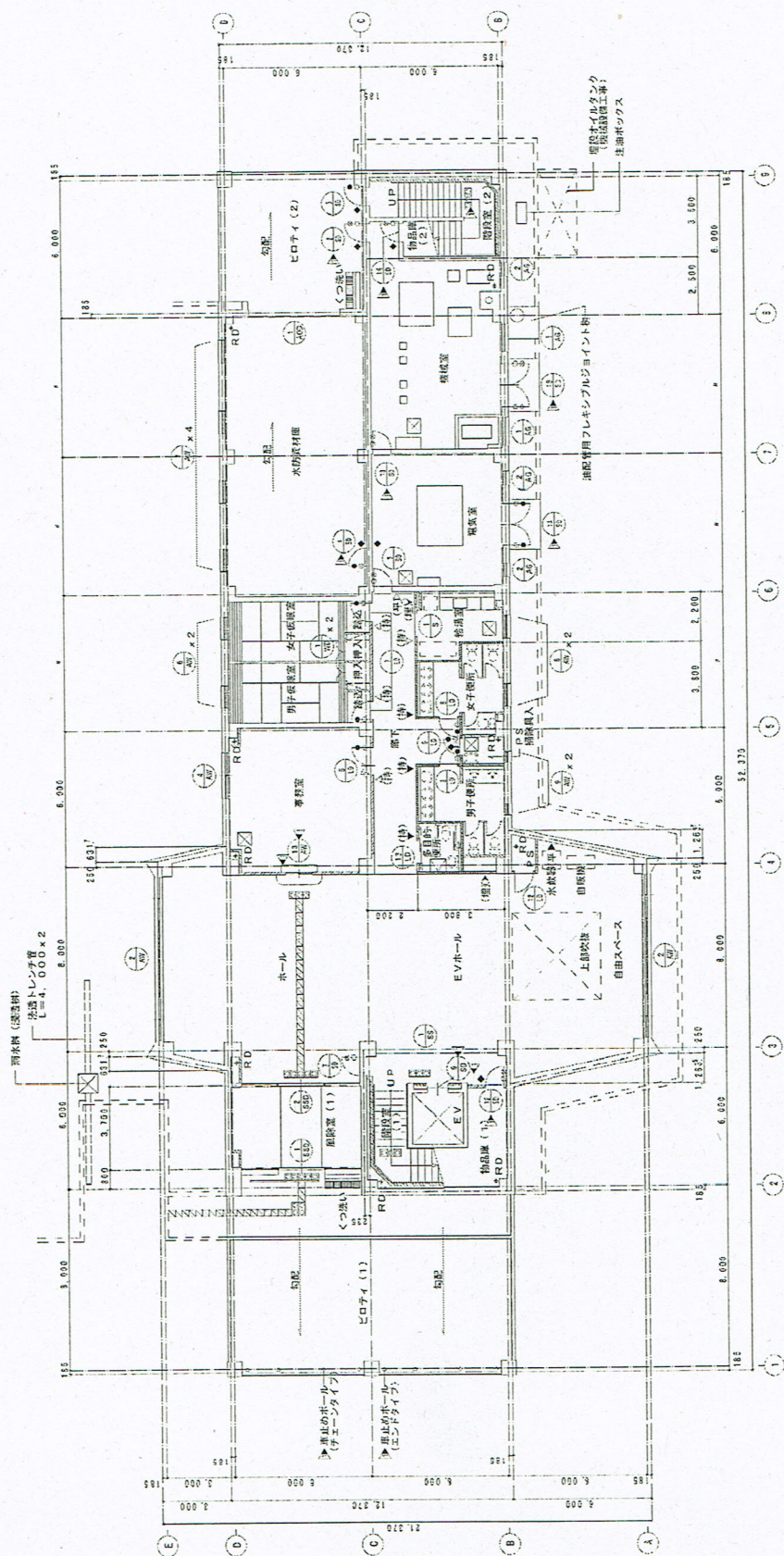
甲 北海道開発局 旭川開発建設部
旭川河川事務所長
上野山 智也



乙 旭川市長 西川 将太

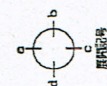
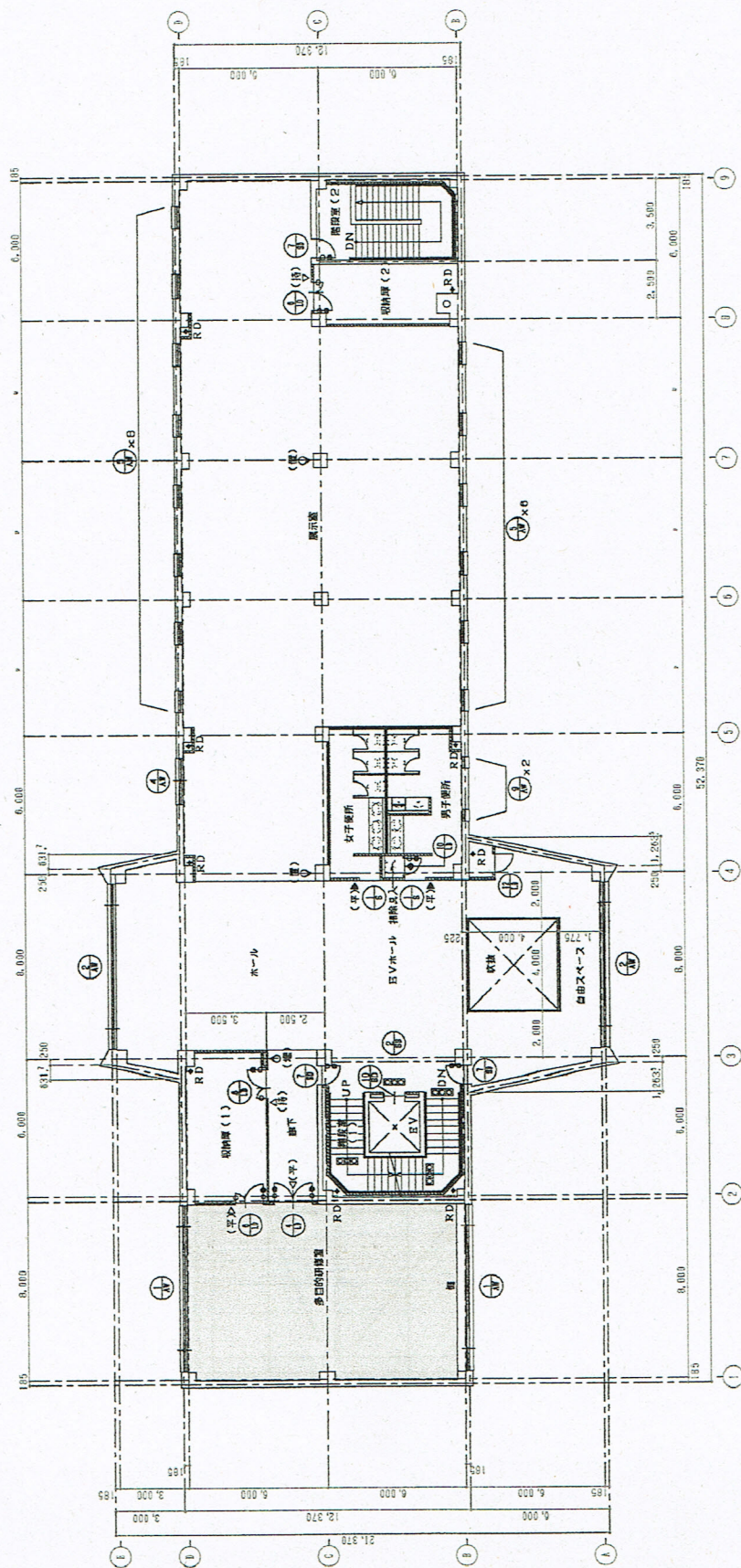


別 図 1



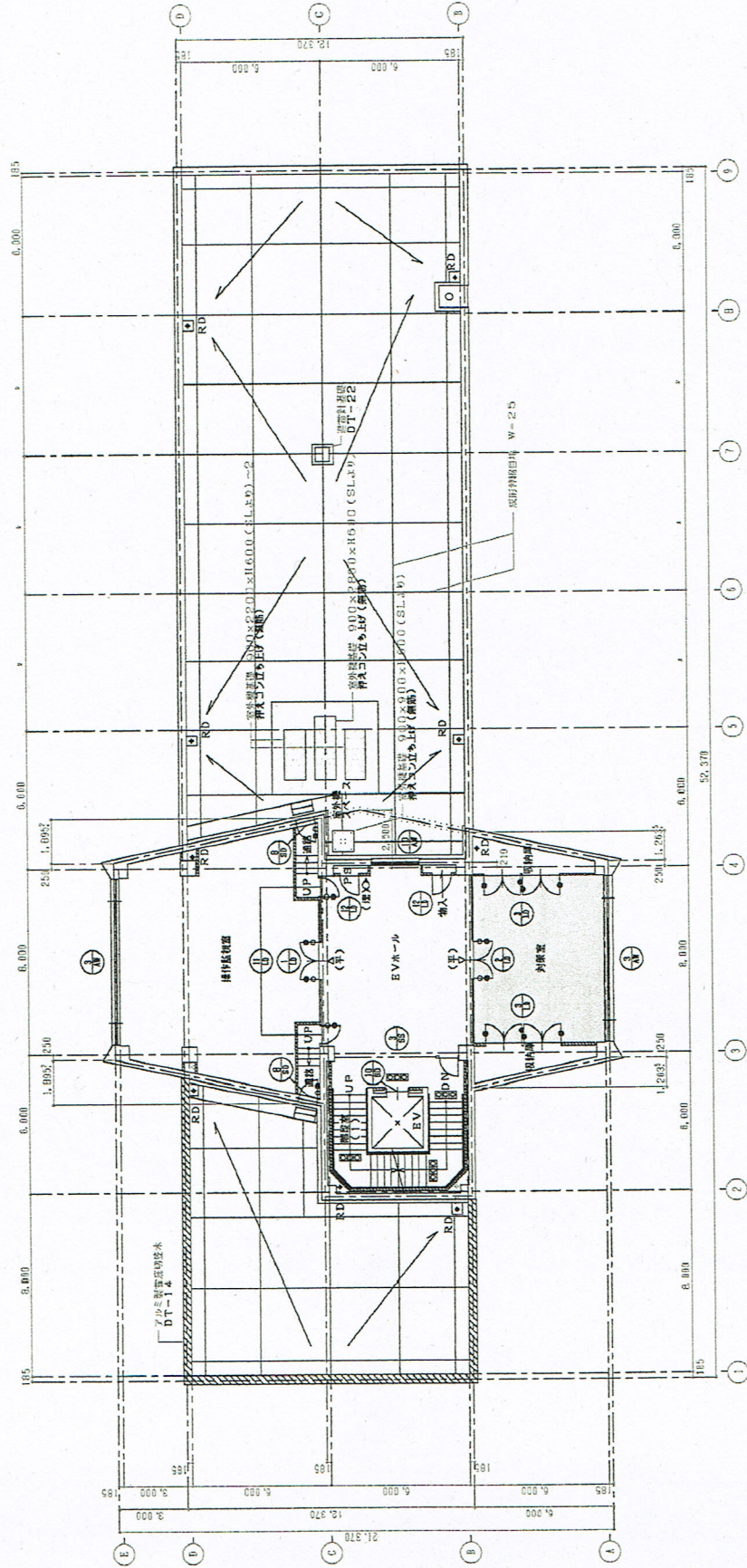
1階平面図





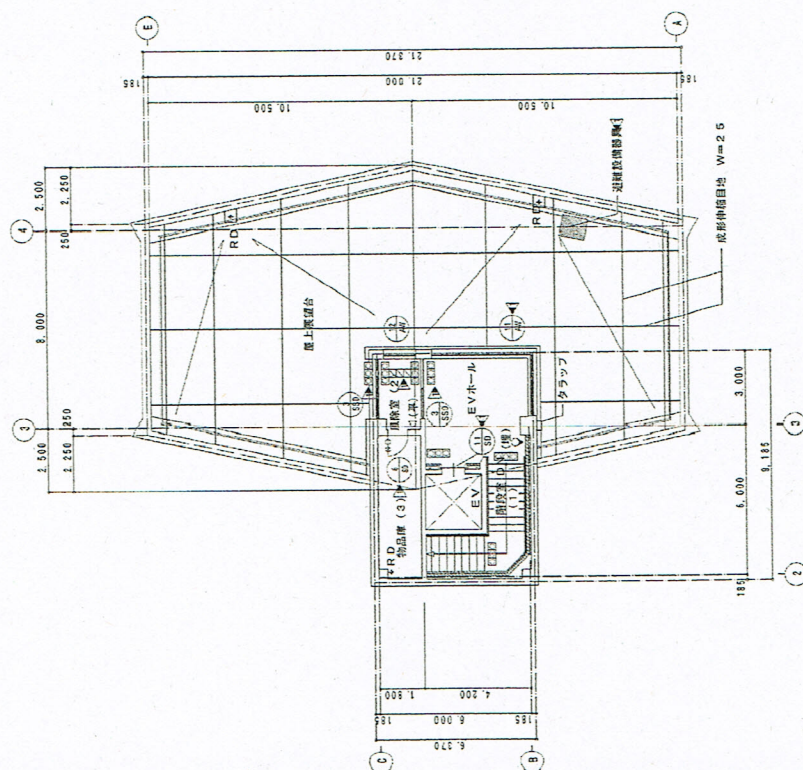
2階平面図

使用範囲：多目的研修室 (89.5 m²)

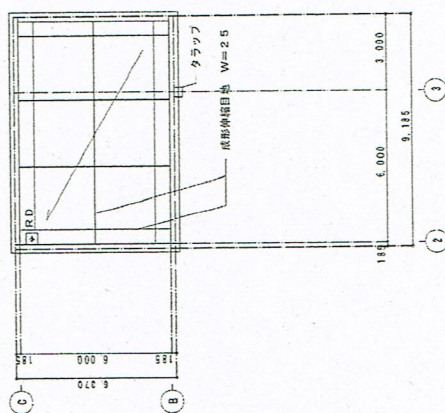


3階平面図

使用範囲：対策室 (40.4 m²)



4 附 录



屋椽伏圖



紙様式

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

旭川開発建設部
旭川河川事務所長 様

旭 川 市 長

避難所 $\left[\begin{array}{c} \text{開 所} \\ \text{閉 鎖} \end{array} \right]$ 通知書

平成21年 月 日付けで交わされた「避難所施設使用に関する覚書」第4条に基づき、
記のとおり（開所・閉鎖）しますのでお知らせします。

記

施設名 永山新川管理センター

（開所・閉鎖）理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため

使用期間	（開始）	平成	年	月	日	時	分から
	（閉鎖）	平成	年	月	日	時	分まで

担当者 旭川市

課 担当者

TEL — —

FAX — —

※ 緊急の場合は、電話等により連絡し、事前に文書番号及び公印を省略した本書面を送付、事後速やかに正本を提出すること。

《連 絡 先》

甲 北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所
電話 48-2131
FAX 47-7075

乙 (日中) 8時45分から17時15分まで
旭川市消防本部防災課
電話 33-9969
FAX 33-9936

(夜間) 17時15分から8時45分まで
旭川市消防本部指令課
電話 33-9961
FAX 33-9905